

8. キャリア教育・職業教育の充実

令和3年度予算額(案)	460百万円
(前年度予算額)	330百万円)
[令和2年度補正予算③]	27,357百万円]

※ [] 内の③は3次補正予算額(案)を示す

1. 要 旨

小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、先進的な卓越した取組の実践研究や地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取組を推進する。

2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業
21百万円(30百万円)

① キャリア教育の普及・啓発等

キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

② 小・中学校等における起業体験推進事業

児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動の先進事例を収集し、全国への普及を図る。(1団体)

③ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。(15人)

(2) マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

【再掲】

207 百万円（新規）

第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、更に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。このため、産業界と専門高校が一体・同期化し、絶えず革新し続ける最先端の職業人育成システムを構築し、専門高校の職業人材育成の抜本的改革を図る。

(3) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

13 百万円(48 百万円)

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定した実践研究及び事業検証を実施し、成果の普及を図る。

(4) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業【再掲】

219 百万円(252 百万円)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

(参考)「スマート専門高校」の実現（デジタル化対応産業教育装置の整備）

[③27,357 百万円]

Society5.0時代における地域の産業界を牽引する職業人育成を進めるため、専門高校においてデジタル化対応装置の環境を整備することにより、最先端の職業教育を行う「スマート専門高校」を実現する。

農業や工業等の職業系専門高校における、ウィズコロナ・ポストコロナ社会、技術革新の進展やデジタルトランスフォーメーションを見据えた、高性能ICT端末等を含む最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備に必要な費用の一部補助

交付対象：国公立の職業教育を主とする専門学科等を設置している高等学校の設置者

補助率：公私立 1/3、国立 10/10

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

令和3年度予算額(案) 0.2億円
(前年度予算額 0.3億円)



事業目的

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

取組内容

1. キャリア教育の普及・啓発

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に向け優れた取組を実施している団体等を表彰する。

3百万円(3百万円)



2. キャリア教育推進体制の構築

◆小・中学校等における起業体験推進事業

小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動の先進事例を収集し、全国への普及を図る。

10百万円(16百万円)

対象 校種	小学校、中学校、義務教育学校 中等教育学校（前期課程のみ） 特別支援学校（小学部・中学部）	委託先	民間1団体	委託 対象経費	人件費、旅費、印刷費等
----------	---	-----	-------	------------	-------------

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

【学校を核とした地域力強化プランの一部(地方創生関連施策)】

「キャリアプランニングスパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。(配置人員15名)

対象 校種	小学校、中学校、義務教育学校 中等教育学校、高等学校等	実施 主体	都道府県 市区町村	補助 割合	補助率(国:1/3 県市:2/3)	補助 対象経費	諸謝金、旅費等
----------	--------------------------------	----------	--------------	----------	-------------------	------------	---------

※各事項の予算額の千円未満は端数処理しているため、これらを足し合わせた額と合計の額は一致しない。

マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

令和3年度予算額（案） 2.1億円
（新規）



文部科学省

背景 ・ 課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事の内容は急速かつ絶えず革新。
- 更に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、DX, IoTの進展の加速度がさらに高まり、こうした革新の流れは一層急激に。
- こうした中、地域産業の人材育成の核となる専門高校の社会的要請として、産業構造・仕事の内容の絶え間ない変化に即応・同期化した職業人育成が求められる。

→アフターコロナ社会で成長産業化を図る産業界が期待する専門高校の職業人育成システムを抜本的に改革

事業内容：成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体・同期化し、第4次産業革命・地域の持続的な成長を牽引するための、絶えず革新し続ける最先端の職業人育成システムの構築

産業界と一体となった専門高校の職業人材育成の抜本的改革

未来志向の産業界が中核となり、地元自治体等とともに、地域における人材育成と成長産業化のエコシステムの確立

【主な取組】

- 産業界他関係者一体となったカリキュラム刷新・実践（コース、学科改編等）
- **マイスター・ハイスクールCEO（仮称）**を企業等から指定し学校の管理職としてマネジメント
- **企業技術者を教員として採用（マイスター・ハイスクール版クロスアポイントメント）**
- **企業等での授業・実習を多数実施、企業等の施設・設備の共同利用**
- 専攻科設置や高専化、大学連携等の**一貫教育課程導入等の抜本的な改革**

第4次産業革命を担う職業人育成



専門高校

産業界

事業の成果等を通じて、第4次産業革命を牽引する地域産業人材育成エコシステムのモデルを示すことにより、各地域が取り組む際の各種コスト低減を図ることが可能となり、全国各地で地域特性を踏まえた取組を加速化させ、次世代地域産業人材育成の全国的な社会最適を目指す

対象校種	国公立の高等学校	委託先	学校設置者、地方公共団体、民間企業、経済団体、協同組合等
箇所数 単価 期間	15箇所 1,300万円/箇所 3年	委託 対象経費	カリキュラム開発等に必要経費 （人件費、設備備品費、実習費等）

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

令和3年度予算額 (案) 13百万円
(前年度予算額 48百万円)



文部科学省

(1) 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の継続指定 (1校)

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識、技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門学校 (専攻科を含む) において、実践研究を行う。

先進的な卓越した取組

企業等

- ・熟練技能者による実践的な技術指導
- ・長期の就業実習
- ・共同商品開発
- ・外部人材の積極的な活用 など



管理機関 (教育委員会、学校法人、国立大学法人)
指導・助言等

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール
(農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉)

専門学校 (3年)

- ・特色あるカリキュラム (実験・実習、起業家教育等)
- ・技術開発研究の推進
- ・高度な技術・技能の習得、高度資格への挑戦
- ・他学科との連携 など

専門学校 (本科) (5年一貫)

- ・特色あるカリキュラム (実験・実習、起業家教育等)
- ・高度な技術・技能の習得
- ・高度資格への挑戦 など

専門学校 (専攻科)

連携・協力 成果の普及

地域の他の専門学校

文部科学省

5年一貫の教育

連携・協力

大学・高専・研究機関等

- ・生徒を対象とした講座の実施
- ・最先端の研究指導 など



学校の指定 (指定期間3年 (最大5年))
指導・助言・評価

- ・我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
- ・成果モデルを全国に普及し、専門学校全体の活性化を推進

対象校種

国公私立の専門学校等

学校設置者

箇所数
単価、期間

1箇所 3,640千円
3年 (専攻科を含める場合は5年)

委託
対象経費

カリキュラム開発に必要な経費
(諸謝金、委員旅費、消耗品費等)

(2) 専門高校の魅力発信に関する調査研究

専門高校の学習状況や取組事例の収集、専門学校に関する実態調査等を行い、専門学校における魅力発信方策等について調査研究を行う。

対象校種 : 国公私立の専門学校等
委託先 : 民間企業等
箇所数、単価、期間 : 1箇所 9,068千円 1年
委託対象経費 : 調査研究に必要な経費 (諸謝金、委員旅費、消耗品費等)



地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和3年度予算額(案) 2.2億円
 (前年度予算額 2.5億円)

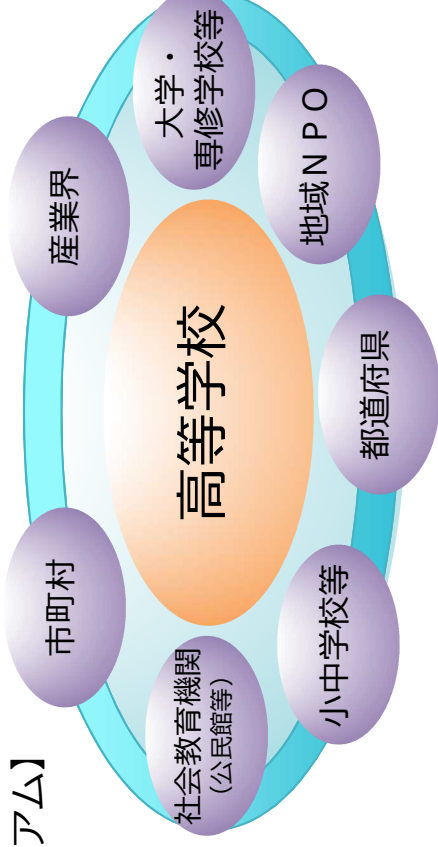


文部科学省

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

【コンソーシアム】

- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発



【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔※専門学科を中心に実施
 (指定校数 15校)〕

【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔※普通科を中心に実施
 (指定校数 26校)〕

【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔※全学科を対象に実施
 (指定校数 24校)〕

【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築，成果普及のための全国サミット等を実施

対象校種	国公立の高等学校
箇所数 単価 期間	65箇所 (R1指定51校, R2指定14校) 220~360万円程度/箇所 3年

委託先	学校設置者等
委託対象経費	カリキュラム開発に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)



目的

Society5.0時代における地域の産業を支える職業人育成を進めるため、専門高校においてデジタル化対応装置の環境を整備することにより、最先端の職業教育を行う「スマート専門高校」を実現し、デジタルトランスフォーメーション等に対応した地域の産業界を牽引する職業人材を育成する。

事業内容

農業や工業等の職業系専門高校における、ウィズコロナ・ポストコロナ社会、技術革新の進展やデジタルトランスフォーメーションを見据えた、高性能 I C T 端末等を含む最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備に必要な費用の一部を国が緊急的に補助する。

整備する装置の例

■ 金属造形3Dプリンタ

- ・コンピュータで入力された数値をもとに、金属等の加工品を作成する産業用装置



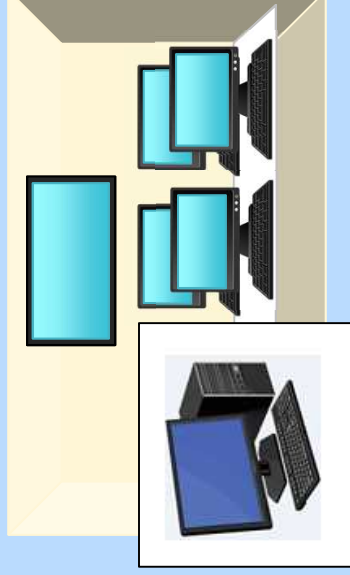
■ マシニングセンタ

- ・自動工具交換機能を有した多種類の加工を連続で行えるNC(数値制御)工作装置



■ 高性能PC端末を配備した実習室の整備

- ・装置の制御、画像な分析等多様な用途に活用



■ 冷凍・冷蔵実験装置

- ・コンピュータ制御により、冷凍速度、温度を調節し、鮮度の違いを実験する装置



等

対象
校種等

国公私立の職業教育を主とする専門学科等を設置している高等学校

補助対象
事業者

学校設置者

補助率

公立、私立：1 / 3

国立：10 / 10

対象経費

デジタル化対応産業教育装置の整備に必要な経費
(装置の購入、設置工事費等含む)

9. 学校健康教育の推進

令和3年度予算額（案） 607百万円

（前年度予算額 201百万円）

[令和2年度補正予算①2,212百万円、②40,504百万円、③25,643百万円]

※ [] 内の①は第1次補正予算額、②は第2次補正予算額、③は3次補正予算額（案）を示す

1. 要 旨

児童生徒が生涯にわたって健康で安全に生活できるよう、感染症対策をはじめとする学校保健、学校給食の衛生管理や食育の充実を推進する。

2. 内 容

(1) 学校保健推進事業等 524百万円（120百万円）

[①2,212百万円、②40,504百万円、③25,643百万円]

学校における感染症対策を充実するための支援や、新学習指導要領に対応したがん教育の取組の推進、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題への対応等を通じて学校保健を一層推進する。

○ 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業【再掲】

[①2,212百万円、②40,504百万円、③25,643百万円]

学校の感染症対策等を徹底しながら、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な事業を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的な措置として支援。

- ・ 補助対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
- ・ 1校当たりの上限額：80万円～240万円程度
- ・ 補助率：公立・私立1/2、国立10/10

○ 学校等欠席者・感染症情報システムの充実【再掲】 222百万円（新規）

新型コロナウイルス感染症にも対応する学校等欠席者・感染症情報システムについて、各学校の校務支援システムに入力されている「発熱による欠席」や「感染症による出席停止」のデータを連携することにより、現場の負担なく、より精度の高い状況把握を実現。

○ 学校健康診断情報の P H R への活用に関する調査研究事業【再掲】

155 百万円（14 百万円）

政府全体の P H R（Personal Health Record）推進という方針を踏まえ、学校健康診断結果をマイナポータル等を通じて閲覧できるようにするための実証実験を行い、システム実現のための技術的課題等について調査研究を実施。

○ 児童生徒の健康管理・健康づくりの推進【再掲】 36 百万円（新規）

児童生徒が自らの健康は自分で守ることを理解し、免疫力の向上など必要な知識を身に付け、活用すること（健康リテラシー）ができるよう健康づくりや感染症予防に関する優良な取組を収集し、事例集として動画の作成・配信を行い、普及を図る。

また、感染症対策専門家を講師とした学校関係者向けのオンライン研修会を実施し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や最新の知見等を普及・啓発することにより、学校における感染症対策の充実を図る。

○ 児童生徒の近視実態調査事業 42 百万円（新規）

視力低下が進行する時期となる小中学生を対象に、医療関係者等の協力の下、児童生徒の近視の実態やライフスタイルとの関連を調査するとともに、その結果を活かし、児童生徒の視力低下を防止するための対策を検討する。

○ がん教育総合支援事業 32 百万円（32 百万円）

全国でがん教育を確実に実施するため、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん専門医、がん経験者等の外部講師を活用したがん教育の取組を支援する。

等

(2) 学校給食・食育総合推進事業

83 百万円 (81 百万円)

学校給食における地場産物の使用促進を図ることで、地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢に対する子供の理解増進につなげる。

また、新型コロナウイルスの影響も踏まえつつ、学校給食の衛生管理や食育の充実等のための調査・研究を行うことで、今後の施策に関し有効な知見を得る。

○ 学校給食地場産物使用促進事業

46 百万円 (30 百万円)

学校給食における地場産物の使用に当たっての課題解決に資するため、以下の経費を支援。

- ・ 学校側や生産・流通側の調整役として仕組みづくりを担うコーディネーターの配置に必要となる経費や、行政や学校関係者、コーディネーター、生産者等による協議会等の開催に必要な経費等

- ・ 対象校種：公立義務教育諸学校
- ・ 補助率：1/3

○ 感染症拡大に伴う学校給食・食育の諸課題に関する調査研究等【再掲】

36 百万円 (22 百万円)

1. 臨時の長期休業に伴う課題への対応として調査研究を実施
放課後児童クラブ等関係機関との連携の在り方、学校給食事業者と学校設置者とのキャンセル料等の契約関係等
2. 学校給食における衛生管理の調査・徹底指導等
新型コロナウイルスの特徴も踏まえた衛生管理の在り方に関する調査・指導の徹底等を図る

児童生徒の心身の健康の充実

令和3年度予算額(案)

5億円

(前年度当初予算額)

0.7億円



概要

- 新型コロナウイルス感染症を契機として、集団感染の早期把握など児童生徒の生命と安全を守るための情報の利活用が求められている。校務支援システムに入力されているデータを活用し、「学校等欠席者・感染症情報システム」や「PHR」など、デジタル時代にふさわしい児童生徒の健康を守るための情報システムを構築する。
- 児童生徒が自らの健康は自分で守ることを理解し、免疫力の向上など必要な知識を身に付け、活用すること（健康リテラシー）ができるようにすることや、感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行い、感染症対策の充実を図る。
- 近年増加しているがんや近視などの健康課題や、長期休業期間における食の課題など新しい社会的課題にも迅速に対応し、学びの保障の前提となる児童生徒の心身の健康の充実について総合的に取り組む。

1 学校等欠席者・感染症情報システムの充実

222百万円

- 新型コロナウイルス感染症にも対応する学校等欠席者・感染症情報システムについて、各学校の校務支援システムに入力されている「発熱による欠席」や「感染症による出席停止」のデータを連携することにより、現場の負担なく、より精度の高い状況把握を表現

<日本学校保健会補助（補助率：定額）の内数>

※平成25年より日本学校保健会が運営

※全国の学校で本システムを活用（加入率：小学校の約66%、中学校の約60%、令和2年10月現在）



新規

3 児童生徒の健康管理・健康づくりの推進

36百万円

- 児童生徒が自らの健康は自分で守ることを理解し、免疫力の向上など必要な知識を身に付け、活用すること（健康リテラシー）ができるよう健康づくりや感染症予防に関する優良な取組を収集し、事例集として動画の作成・配信を行い、普及を図る

<日本学校保健会補助（補助率：定額）の内数>

- 感染症対策専門家を講師とした学校関係者向けのオンライン研修会を実施し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や最新の知見等を普及・啓発することにより、学校における感染症対策の充実を図る【委託先：1団体（民間団体等）】

<専門家を活用した学校における感染症対策研修事業 11百万円>

5 がん教育総合支援事業

32百万円

(前年度予算額 32百万円)

- 全国でがん教育を確実に実施するため、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、がん診療連携拠点病院等と連携し、がん専門医、がん経験者等の外部講師を活用したがん教育の取組を支援する【委託先：1団体（民間団体等）】



2 学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業

155百万円

(前年度予算額 14百万円)

- 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進という方針を踏まえ、学校健康診断結果をマイナポータル等を通じて閲覧できるようにするための実証実験を行い、システム実現のための技術的課題等について調査研究を実施【委託先：1団体（民間団体等）】



4 児童生徒の近視実態調査事業

42百万円

- 視力低下が進行する時期となる小中学生を対象に、医療関係者等の協力の下、児童生徒の近視の実態やライフスタイルとの関連を調査するとともに、その結果を活かし、児童生徒の視力低下を防止するための対策を検討する【委託先：1団体（民間団体等）】



新規

6 感染症拡大に伴う学校給食・食育の諸課題に関する調査研究等

36百万円

(前年度予算額 22百万円)

- 臨時の長期休業に伴う課題への対応として調査研究を実施【委託先：2団体（民間団体等）】
 - ・ 放課後児童クラブ等関係機関との連携の在り方、学校給食事業者と学校設置者とのかんセル料等の契約関係等

- 学校給食における衛生管理の調査・徹底指導等
 - ・ 新型コロナウイルスの特徴も踏まえた衛生管理の在り方に関する調査・指導の徹底等を図る



学校給食地場産物使用促進事業

令和3年度予算額 (案) 0.5億円
 (前年度予算額) 0.3億円



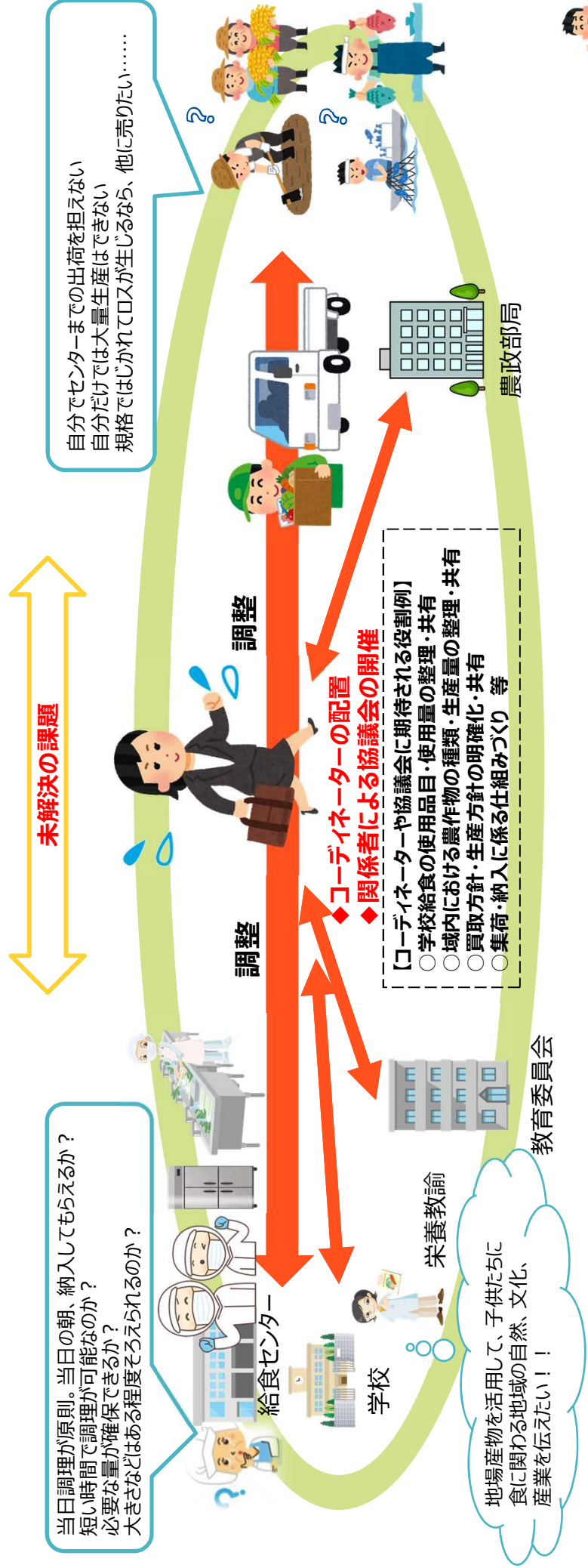
文部科学省

背景
 学校給食における地場産物の活用は、①子供たちが身近に実感をもって地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、②生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど、教育的意義を有するものである。政府の食育推進基本計画においては、3期（15年）にわたり学校給食における地場産物の使用割合（30%以上）を目標に掲げてきたが、以下の課題から使用率を高めるのが困難な地域も多く、いまだにその目標に到達できない状況。

課題
 学校給食に必要な量や規格、集荷・納入に係るミスマッチの未解決等

課題解決のための事業概要

学校給食における地場産物の使用に当たっての課題解決支援として、学校側や生産・流通側の調整役としてコーディネーターの配置に必要となる経費や、行政や学校関係者、コーディネーター、生産者等による協議会等の開催に必要となる経費等を支援（対象校種：公立義務教育諸学校、実施主体：地方公共団体、箇所数：30、補助率：1/3）



- 成果**
- 学校給食における地場産物の使用を促進するための補助を行い、都道府県・全国における地場産物使用率の上昇につなげる。
 - 学校給食における地場産物等の安定的な生産・供給体制を構築するとともに、地域の食文化、食に係る産業や自然環境の恵沢に対する子供の理解増進につなげる。

10. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和3年度予算額（案）3,549百万円
（前年度予算額 2,546百万円）

[令和2年度補正予算額①363百万円、②1,587百万円、③5,326百万円]

※ [] 内の①は1次補正予算額、②は第2次補正予算額、③は3次補正予算額（案）を示す

1. 要 旨

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

2. 内 容

◆ ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

○ ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

71百万円（新規）

① ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や、担当教員の指導の質の向上など、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会、大学
- ・箇所数：6箇所

② ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：3箇所

③ 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出する。

- ・委託先：民間団体
- ・箇所数：4箇所

④ 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：5箇所

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

240 百万円(207 百万円)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等について実践的な調査研究等を実施する。

- ・委託先：大学、民間団体等
- ・箇所数：5箇所

◆医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

○医療的ケアのための看護師配置（ 拡 充 ）

（切れ目ない支援体制整備充実事業 2,352 百万円の内数）

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置を支援する。（2,100人 ⇒ 2,400人）

- ・実施主体：都道府県、市区町村、特別支援学校等を設置する学校法人
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・市区町村・学校法人 2/3

○学校における医療的ケア実施体制充実事業 42 百万円（ 29 百万円）

①小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

医療的ケア児が増加傾向にあることを踏まえ、中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方の研究を実施する。

- ・委託先：小・中学校等の設置者である市町村等
- ・箇所数：5箇所

②医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保

医療的ケアのための看護師が、学校現場で働くに当たっての導入・基礎知識の習得や、最新の医療や看護技術等のより実践的な知識や技能を習得するための系統的な研修体制の整備を推進する。

- ・委託先：法人格を有する団体
- ・箇所数：2箇所

◆新型コロナウイルス感染症対策

○低所得世帯へのオンライン学習通信費支援

（特別支援教育就学奨励費の内数）

653 百万円（ 拡 充 ）

新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、ICTを活用した学習のための環境整備が進められる中、低所得世帯のオンライン学習を支えるため、その通信費を支援する。（要保護世帯 ⇒ 支弁区分 I へ拡充）

- ・実施主体：国（国立大学法人）、都道府県、市町村（特別区含む）
- ・負担割合：国 1/2（国立 10/10）、都道府県・市町村 1/2

◆切れ目ない支援を支える基盤の構築

○切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置（ 拡 充 ）

（切れ目ない支援体制整備充実事業 2,352 百万円の内数）

① 切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援する。

▶ 個別の教育支援計画等の活用、連携支援コーディネーター配置 など

② 外部専門家の配置

個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援する。（348人）

- ・実施主体：都道府県、市区町村、特別支援学校等を設置する学校法人
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・市区町村・学校法人 2/3

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等

70 百万円（ 150 百万円）

通常の学級や通級による指導において、新任担当あるいは経験の浅い担当教員を支援するための体制構築等に関する調査研究を行う。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：7箇所

※その他、発達障害の可能性のある児童生徒の実態把握に係る調査のあり方の検討、国立特別支援教育総合研究所において発達障害に係る教員等の専門性向上に向けた取組を実施する。

○難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進

16 百万円(21 百万円)

聴覚障害児の早期支援を促進するため、特別支援学校（聴覚障害）における保健、医療、福祉など、厚生労働行政と連携した教育相談の実施体制構築に係る実践研究を行う。

- ・委託先：教育委員会
- ・箇所数：4箇所

※その他、国立特別支援教育総合研究所において難聴児の切れ目ない支援体制構築等に向けた取組を実施する。

上記取組のほか、教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底や、政策的な課題に係る調査研究等を実施。

《関連施策》

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・特別支援学校の新增築及び既存施設の改修による教室不足解消〔補助率1/2（原則）〕、バリアフリー対策〔補助率1/3（原則）〕への国庫補助
- ・特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業【再掲】

[①363 百万円、②1,587 百万円、③5,326 百万円]

特別支援学校のスクールバスについては、幼児児童生徒の安全上の観点から換気が行いにくく、3 密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があり、感染リスクの低減を図る取組の強化を図るため、支援を実施

- ① スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組
 - ・分散登校に伴うスクールバスの運行回数の増や、運行台数の増など
- ② スクールバスに乗車する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の罹患を防ぐための取組
 - ・重症化リスクの高い医療的医ケア児等に対し、スクールバスの代わりとして福祉タクシー等で通学を行うなど

- ・補助対象：国公立の特別支援学校
- ・補助率：公立・私立 1/2、国立 10/10

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和3年度予算額（案） 35億円
（前年度当初予算額） 25億円



文部科学省

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

- ◆ ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 71百万円（新規）
 - ① ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究
自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や担当教員の指導の質の向上など、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施
 - ② ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発による効果的な指導の在り方について研究を実施
 - ③ 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究
文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出
 - ④ 高等学校段階の病氣療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業
高等学校段階における病氣療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

- ◆ 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 240百万円（207百万円）（拡充）
発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

切れ目ない支援を支える基盤の構築

- ◆ 切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置（拡充）
（切れ目ない支援体制整備充実事業2,352百万円の内数）
自治体の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援
- ◆ 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 16百万円（21百万円）
特別支援学校（聴覚障害）と保健、医療、福祉等が連携した教育相談体制構築の実践研究等を実施

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

- ◆ 医療的ケアのための看護師の配置（拡充）
（切れ目ない支援体制整備充実事業2,352百万円の内数）
2,100人 ⇒ 2,400人（+300人）
自治体等による医療的ケアのための看護師配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗する看護師の配置を含む）を支援
- ◆ 学校における医療的ケア実施体制充実事業 42百万円（29百万円）（拡充）
 - ① 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究（新規）
中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなど、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について研究を実施
 - ② 医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保（拡充）
医療的ケアのための看護師が、学校現場で働くに当たっての基礎知識や、最新の医療や看護等の知識・技能を習得するための系統的な研修を推進

新型コロナウイルス感染症対策

- ◆ 低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 653百万円（拡充）
（特別支援教育就学奨励費の内数）（要保護世帯⇒I区分へ対象拡充）
低所得世帯（I区分）へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

- ◆ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 70百万円（150百万円）
指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

11. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進等

令和3年度予算額（案） 2,624百万円
（前年度予算額 2,487百万円）

1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

2. 内 容

（1）教育相談の充実

○スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】

1,938百万円（1,806百万円）

〔補助率1／3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（1,000校）
- ・貧困対策のための重点配置（1,400校）
- ・虐待対策のための重点配置（1,500校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（90人） 等

（2）学校教育における学力保障・進路支援

○高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究【再掲】

43百万円（55百万円）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人、民間企業等〕

定時制・通信制課程において、不登校経験のある生徒、特別な支援が必要な生徒、外国籍の生徒など、多様な生徒に応じて卒業後の進路を見据えたカリキュラムの研究開発を実施するとともに、多様な学習ニーズに応じながらICTを効果的に利活用した指導・評価方法等の実証研究を行う。

(3) 要保護児童生徒援助費補助 588 百万円 (626 百万円)

〔補助率 1 / 2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施。「オンライン学習通信費」や小学校の「修学旅行費」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記に関連して、地方公共団体の就学事務（就学援助・学齢簿編製）における情報システム標準化に係る経費を計上。 55 百万円（新規）

〔委託費〕〔委託事業者：民間企業等〕

地方公共団体の就学援助・学齢簿編製事務における業務プロセスや情報システム整備の実態を調査し、標準化に向けて検討を行った上、標準仕様書作成を行う。

※このほか、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害対応分）を実施。

172 百万円 (911 百万円)

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

(参考：復興特別会計)

◇被災児童生徒就学支援等事業 1,489 百万円 (3,020 百万円)

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などを実施する。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

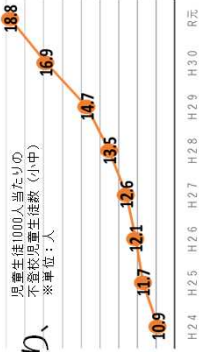
令和3年度予算額(案) 72億円
(前年度予算額 67億円)



文部科学省

◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。

◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額(案)：5,278百万円(前年度予算額：4,866百万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：1,000校 (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：250箇所

- **虐待対策**のための重点配置：1,200校 (←1,000校)
- **貧困対策**のための重点配置：1,400校

- **スーパーバイザー**の配置：90人 (←67人)

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和3年度予算額(案)：1,938百万円(前年度予算額：1,806百万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：1,000校 (←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：250箇所

- **虐待対策**のための重点配置：1,500校 (←1,000校)
- **貧困対策**のための重点配置：1,400校

- **スーパーバイザー**の配置：90人 (←67人)

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和3年度予算額(案) 0.4億円
(前年度予算額) 0.6億円

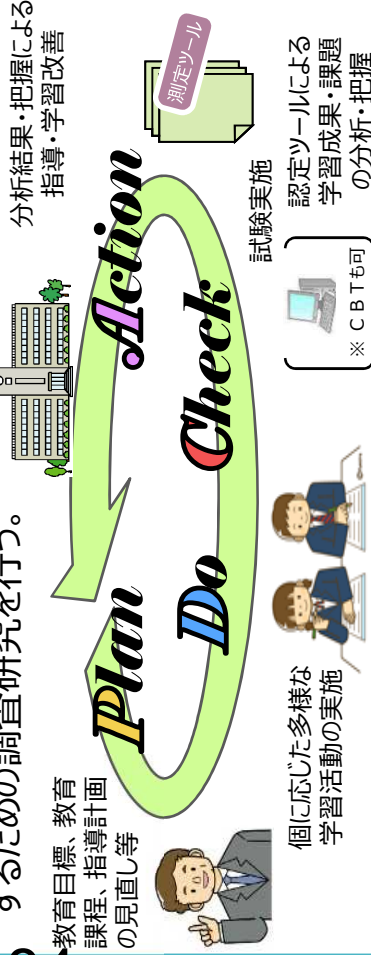
高等学校においては、生徒の基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図ること、定時制・通信制課程における多様な学習ニーズに応じた学びの実現とともに、ICTを効果的に活用した新時代の学びの充実を図ることが求められていることから、実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

高等学校における教育の質の確保・多様性への対応のための調査研究

① PDCAサイクルの構築

◆ 新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等 在り方に関する調査研究

「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の共通必修科目等の取扱いについて検討するための調査研究を行う。



084

② 多様性に応じた新時代の学びの充実支援事業

定時制・通信制課程において、多様な生徒に応じて卒業後の進路を見据えたカリキュラムの研究開発を実施するとともに、多様な学習ニーズに応じながらICTを効果的に活用した指導・評価方法等の実証研究を行う。

～ 多様な学習ニーズに応じたカリキュラム開発 × ICT活用 ～



対象
校種

国公立の高等学校等

委託先

- ① 民間企業
- ② 国公立の高等学校等

箇所数
単価
期間

- ① 1箇所 年間900万円/箇所 1年
- ② 6箇所 年間450万円/箇所 原則3年

委託
対象経費

- ① PDCAサイクルの調査に必要な経費
- ② カリキュラム開発等に必要な経費

要保護児童生徒援助費補助金

令和3年度予算額（案） 6億円
（前年度当初予算額 6億円）



背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行うこと**とされている。

目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



事業内容

【要保護者への就学援助】（平成30年度 約11万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

- ◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費
- ◆令和3年度予算額（案）
 - ・「オンライン学習通信費」の単価引き上げ
小学校：10,000円 → 12,000円（+2,000円） 中学校：10,000円 → 12,000円（+2,000円）
 - ・「修学旅行費」の単価引き上げ
小学校：21,890円 → 22,690円（+800円）



【参考：準要保護者への就学援助】（平成30年度 約126万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体

市町村等

補助割合

国 1/2、市町村等 1/2

対象者

生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費

市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

背景

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに地方公共団体の業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、2020年度（令和2年度）における検討後1年以内に標準仕様書を作成する。

※「新経済・財政再生計画改革工程表2019」（令和元年12月19日）にも同様の内容が掲載。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）

政府全体のデジタル・ガバメントの加速化や国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化、地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開、行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成等に集中的に取り組む。

就学事務の概要

就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。

学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学校の指定などの事務（就学事務）を行っている。

事業概要

地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方公共団体の就学事務（就学援助・学齢簿編製）における業務プロセスや情報システム整備の実態を調査し、標準化に向けて検討を行った上、標準仕様書を作成する。

文部科学省

委託

※ 1～2機関

民間企業等

実態と課題の把握

- 就学事務システム機能要件の分析
- 自治体・ベンダへのヒアリング
- 業務フローの作成
- システムの機能の整理
- 機能要件比較表の作成
- 主要論点の整理
- 標準機能要件の検討
- 自治体・ベンダへの意見照会 等

令和2年度

令和3年度

市町村数：1766
※令和元年度就学援助状況等調査で回答のあった市町村数

ベンダ数：71
※令和元年度自治体情報システムクラウド化に関する取組状況等調査より

標準仕様書作成

- 検討・意見照会結果をまとめた標準仕様書の作成
 - ・機能要件
 - ・様式・帳票要件
 - ・データ要件 等



委託先

民間企業等

箇所数・期間

1～2機関、1年

委託対象経費

標準仕様書作成に必要な経費（謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等）

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和3年度予算額（案） 2億円
（前年度当初予算額 9億円）

文部科学省

背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。

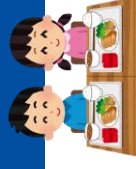


事業内容

- 大規模災害（令和元年台風第19号，令和2年7月豪雨）により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（2/3）を国庫で支援する。

※熊本地震，平成30年7月豪雨，北海道胆振東部地震対応については令和2年度まで支援。

就学援助事業【小・中学校】



- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
- (対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- (対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

奨学金事業【高等学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- (対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
 - ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
 - ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- (対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒（被災により支弁区分が変更となった者も含む）
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和3年度予算額(案) 15億円
(前年度予算額 30億円)

【東日本大震災復興特別会計】

文部科学省

背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。

事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）

- (1) 地震・津波被災地域 … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子ども等の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- (2) 原子力災害被災地域 … 就学支援について、支援の必要な子ども等の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

〇〇<<地震・津波被災地域、原子力災害被災地域>>

〇〇就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等

※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



<<原子力災害被災地域のみに>>

奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

- ※ 令和2年度時点で、収入等の基準により返還免除としている自治体
- ・卒業後の年収が300万円以下の場合、最大5年まで返還猶予
- ・5年経過後も基準を下回る場合は、返還免除

特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒
(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒（年収590万円未満の世帯）
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒（年収590万円未満の世帯）

- ・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
- ・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上

(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については、学校が実施した減免額の2/3が上限

12. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する 実証事業

令和3年度予算額（案）	967百万円
（前年度予算額）	995百万円

1. 要 旨

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

2. 内 容

【実施期間】

平成29年度～令和3年度の5年間

【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）

【授業料負担の軽減】

年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行う。
（最大で年額10万円）

【実態把握】

義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

令和3年度予算額（案） 10億円
（前年度予算額） 10億円



文部科学省

背景説明

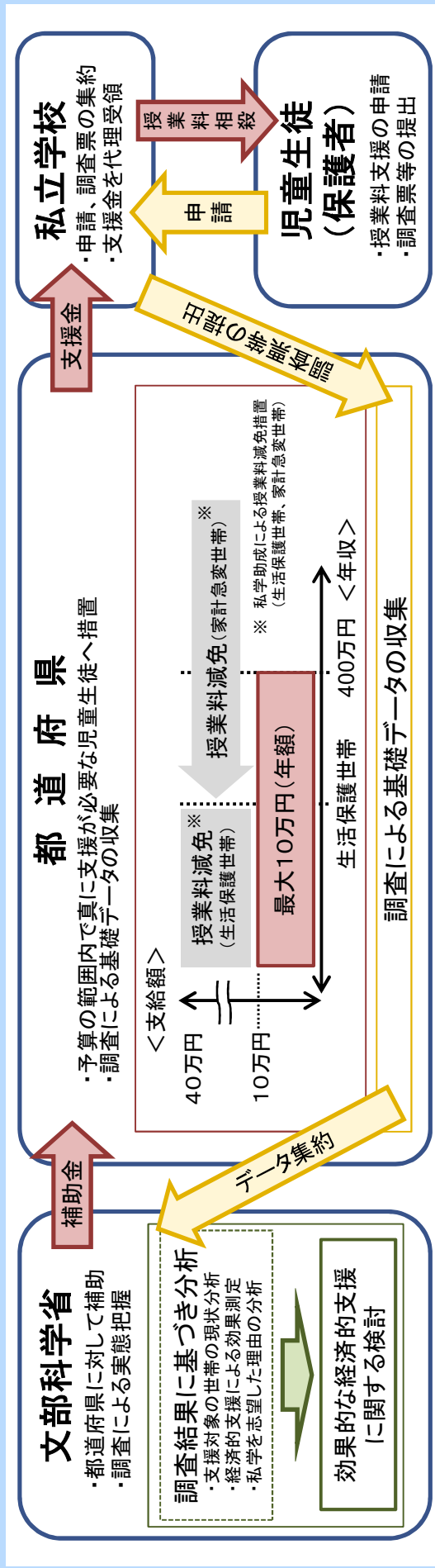
〇様々な事情から私立小中学校等に進学しているもの、経済的理由によって修学が困難な者に対して、教育基本法に基づき、国及び地方公共団体は奨学の措置を講じなければならない。

目的・目標

〇私立小中学校等に通う年収400万円未満世帯の児童生徒について、授業料負担の軽減をいっつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行い、効果的な経済的支援策を検討する。

事業内容

◆ 私立小中学校等に通う経済的に厳しい世帯の児童生徒の実態を把握するため、5年間の実証事業を実施する。（平成29年度～令和3年度）



対象
校種

私立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、
特別支援学校（初等部、中等部）

実施
主体

都道府県

補助対象
経費

都道府県が行う授業料負担の軽減に要する費用

補助
割合

定額補助

13. 高校生等への修学支援

令和3年度予算額(案) 435,836百万円
(前年度予算額 444,100百万円)
[令和2年度補正予算③10,198百万円]

※ []内の③は3次補正予算額(案)を示す

1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費に充てるために高校生等奨学給付金を支給すること等により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金交付金等 416,907百万円(427,588百万円)

① 高等学校等就学支援金交付金 414,116百万円(424,795百万円)

○ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、年額118,800円を支給(設置者が代理受領)。

○ 令和2年度から私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象として、支給上限額を年額396,000円まで引き上げ、私立高校授業料の実質無償化を実施。

(対象学校種)

国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,782百万円(2,782百万円)

○ 高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 10百万円(11百万円)

(2) 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 15,890百万円(13,610百万円)
[③10,198百万円]

- 生活保護世帯、非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯も含む)の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。
(国庫補助率1/3)

(対象学校種)

高等学校等就学支援金の対象学校種(特別支援学校を除く)及び高校等の専攻科

【給付額】

非課税世帯について、【全日制等】(第1子)の給付額の増額や、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

- 生活保護受給世帯【全日制等・通信制】
 - ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 32,300円
 - ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 52,600円
 - 非課税世帯【全日制等】(第1子単価)
 - ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 84,000円 → 110,100円(+26,100円)
 - ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 103,500円 → 129,600円(+26,100円)
 - 非課税世帯【全日制等】(第2子以降単価)
 - ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 129,700円 → 141,700円(+12,000円)
 - ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 138,000円 → 150,000円(+12,000円)
 - 非課税世帯【通信制・専攻科】
 - ・ 国公立の高等学校等に在学する者 年額 36,500円 → 48,500円(+12,000円)
 - ・ 私立の高等学校等に在学する者 年額 38,100円 → 50,100円(+12,000円)
- ※下線部の単価増のうち12,000円がオンライン学習に必要な通信費相当額

(3) 高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等奨学給付金を除く。) 695百万円(547百万円)

- ① 高校等で学び直す者に対する修学支援
- ② 公立高校等の家計急変世帯への修学支援
- ③ 海外の日本人高校生への修学支援
- ④ 高校等専攻科の生徒への修学支援

(4) へき地児童生徒援助費等補助金

2,344百万円(2,355百万円)

- へき地等の小・中・高校生の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施する通学費・居住費等の修学支援について補助を行う。

高等学校等就学支援金等

令和3年度予算額（案）
（前年度予算額）

4,169億円
4,276億円

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,141 億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 28 億円



背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）

※令和2年度から私立高校授業料の実質無償化を実施

支給上限額

39万6,000円

（私立高校の平均授業料を動議した水準）

11万8,800円

（公立高校の授業料額）



年収は両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安。

590万円

910万円

年収目安

※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円

※ 国公立の高等学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

対象
校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施
主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援
割合

国 10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和3年度予算額（案） 159億円
 （前年度予算額） 136億円

文部科学省

令和2年度第3次補正予算額(案) 102億円

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。



事業内容

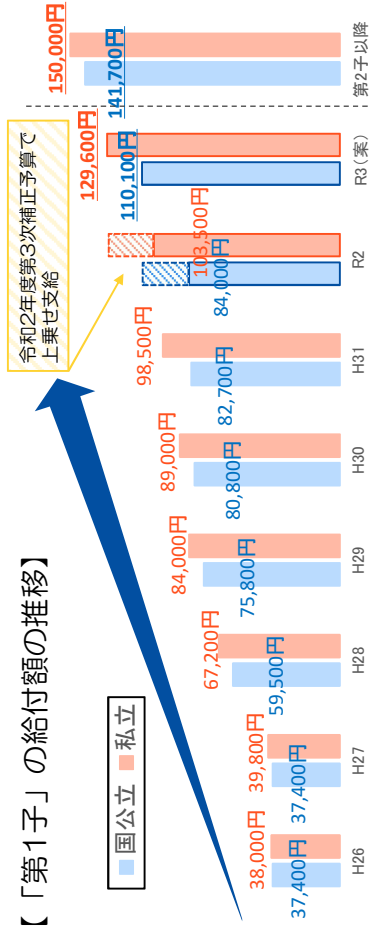
- ◆ **生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。**
 ※ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）については、急変後の所得の見込により判定
 ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- ◆ **令和3年度予算案**
 - ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額（国公立・私立とも、+14,100円）
 - ・家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の増額（非課税世帯について、+12,000円）

【令和3年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	84,000円 → -110,100円（+26,100円）	103,500円 → -129,600円（+26,100円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降※）	129,700円 → -141,700円（+12,000円）	138,000円 → -150,000円（+12,000円）
非課税世帯 通信制・専攻科	36,500円 → 48,500円（+12,000円）	38,100円 → 50,100円（+12,000円）

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
 高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
 都道府県 2/3

令和3年度予算額 (案) 2億円
(前年度予算額) 2億円

※ 授業料以外の教育費は高校生等奨学給付金において別途計上

高校等専攻科の生徒への修学支援

背景説明

○ 家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○ 都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対して所要額を補助。

◆ 令和3年度予算案 授業料以外の教育費について、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の増額 (+12,000円)

< 支援スキーム >

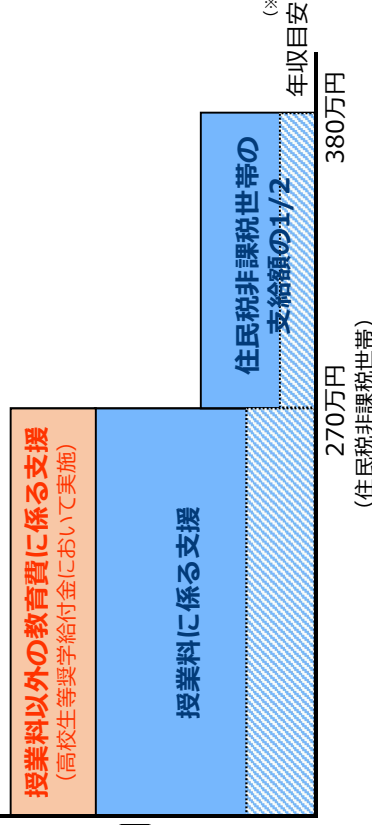
補助対象上限額

約48万円

約43万円
(平均授業料を
勘案した水準)

約12万円
(公立専攻科
の支給額)

住民税非課税世帯及びそれに
準ずる世帯の生徒が対象



対象 校種

高等学校及び特別支援学校の専攻科

※ 大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程
(特別支援学校は、就労支援に資する教育課程を含む) を対象とする。

実施 主体

都道府県

補助対象 経費

高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う
支援事業に要する経費

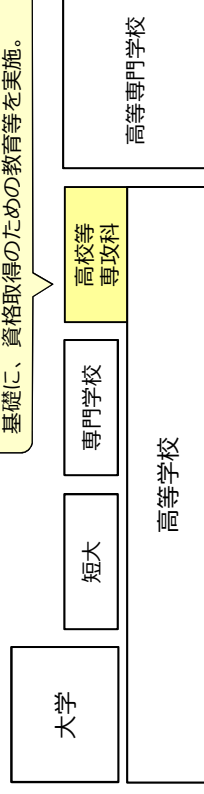
補助 割合

授業料：国 1/2、都道府県 1/2
授業料以外の教育費：国 1/3、都道府県 2/3

< 1人当たり補助対象上限額 >

	~270万円 (住民税非課税世帯)	270~380万円
	公立	私立
授業料	118,800円	427,200円
授業料以外	48,500円 (+12,000円)	50,100円 (+12,000円)
	公立	私立
	118,800円	213,600円

< 各教育機関の位置づけ >



へき地児童生徒援助費等補助金

令和3年度予算額 (案) 23.4億円
(前年度予算額) 23.5億円



文部科学省

I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

II 補助内容

(1) スクールバス等購入費 597百万円(608百万円)

へき地学校、過疎地域等及び学校統廃合に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ポーター等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費等 1,305百万円(1,305百万円)

- 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助(補助期間:5年間)
- 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間:5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業 238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他 204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、保健管理費等

【補助対象一覧】

区分	へき地学校	過疎地域等	学校統合	激甚災害 指定時	高校未設置 離島
スクールバス等購入費	○	○	○		
通学費			○	○	○
寄宿舎居住費	○	○	○		○
下宿等居住費					○
修学旅行費	○				
保健管理費	○				

補助率

1 / 2 (高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)

実施
主体

都道府県・市町村

14. 義務教育教科書の無償給与

令和3年度予算額（案）	46,333百万円
（前年度予算額）	46,013百万円

1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

2. 内 容

令和3年度義務教育教科書購入費は、令和3年度から中学校において実施される新学習指導要領に対応した教科書のページ数増加等を反映し、必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約463億円を計上。

(1) 予算額等の推移

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度(案)
予算額	416億円	432億円	448億円	460億円	463億円
定価改定率	±0.0%	±0.0%	+0.3%	+3.2%(小) ±0.0%(中)※	±0.0%(小) +3.3%(中)

※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上。

(2) 令和3年度児童生徒1人当たりの平均教科書費

- ・小学校用教科書 4,083円（教科書一冊あたり403円）
- ・中学校用教科書 5,647円（教科書一冊あたり545円）

義務教育教科書の無償給与

令和3年度予算額(案) 463億円
(前年度予算額 460億円)

文部科学省

～ 理念 ～

○憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現

○次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施

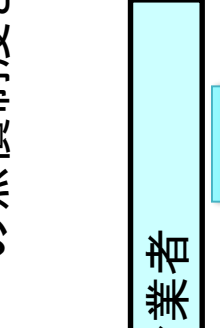
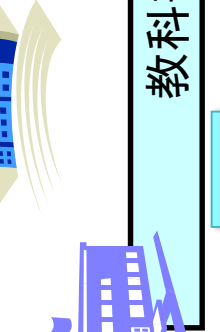
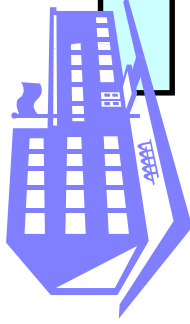
○教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着

国(文部科学省)

諸外国においても多くの国で教科書の無償制度を実施

(購入契約を締結)



教科書発行者・教科書供給業者

国立学校

無償給与

公立学校

無償給与

私立学校

無償給与



義務教育諸学校のすべての児童生徒

※教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり自宅に持ち帰って学習

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(案)
予算額	416億円	432億円	448億円	460億円	463億円
定価改定率	±0.0%	±0.0%	+0.3%	+3.2%(小) ±0.0%(中) ※	±0.0%(小) +3.3%(中)

新学習指導要領(中学校)に対応した教科書のページ数の増加等を反映するために必要な経費を新たに計上

※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上

(参考) 令和3年度児童生徒1人当たりの平均教科書費

・小學校用 4,083円

・中學校用 5,647円

令和3年度東日本大震災復興特別会計予算（案）

【初等中等教育局関係分】

児童生徒等の心のケアや教育支援等 33億円（38億円）

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 17億円（22億円）

- ・被災児童生徒等の心のケアや教職員・保護者等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーの配置（621人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 15億円（16億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（669人）

就学支援 15億円（30億円）

○被災児童生徒就学支援等事業 15億円（30億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（5億円）

○福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校等や双葉郡中高一貫校等における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（3億円）

- ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援

○放射線副読本の普及 1億円（1億円）

- ・学校における放射線に関する教育の支援として放射線副読本を普及